

第 6 7 号議案

積立金等返還請求調停に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

積立金等返還請求調停に関する和解について
積立金等返還請求調停について、下記により和解する。

記

1 相手方

東京都足立区江北三丁目 1 7 番 4 号
社会福祉法人江北会
理事長 野口 澄夫

2 和解の要旨

- (1) 令和 3 年 4 月 1 3 日時点で相手方が保有する足立区立さつき保育園の指定管理に係る平成 1 8 年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。

金 1 1 6 , 0 2 5 , 6 8 2 円

- (2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について区への返還義務がないことを確認する。

金 1 0 3 , 4 6 1 , 1 9 9 円

- (3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、相手方が足立区立さつき保育園の管理運営業務に係る運転資金として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において、運転資金の残額がある場合は区へ返還するものとする。

金 1 2 , 5 6 4 , 4 8 3 円

- (4) 相手方の足立区立さつき保育園に係る令和 2 年度決算において、

令和2年度分の積立金が発生するときは、上記(3)の運転資金に合算するものとし、積立金を取り崩すべき事由が生じたときは、上記(3)の運転資金を充当することにつき、区の承認を得たものとみなす。

(提案理由)

積立金等返還請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。